

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.5

〔共通〕問1 防火対象物点検制度に関する次の文章を読み、消防法上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 地階に風俗営業施設がある防火対象物で、当該地階から避難階又は地上に直通する階段が屋内階段1つしか設けられていないものの管理について権原を有する者は、その防火対象物の地階を除く階数、延べ面積及び収容人員にかかわらず、1年に1回、防火対象物点検資格者に当該防火対象物における点検対象事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。
- (2) 防火対象物点検資格者とは、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で、消防設備士、消防設備点検資格者又は防火管理者として3年以上の実務経験を有し、かつ登録講習機関が行う防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を習得することができる講習を修了して免状の交付を受けた者など、総務省令で定める資格を有する者をいう。
- (3) 防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定める表示（防火基準点検済証）を付することができる。
- (4) 消防長又は消防署長は、管理開始から3年以上経過している防火対象物で、過去3年以内に消防法令に関する違反等がなく、消防法令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認める防火対象物については、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、防火対象物点検資格者による点検及び報告を要しないものとして認定することができる。当該防火対象物には、総務省令で定める表示（防火優良認定証）を付することができる。

〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の設置に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である二棟の校舎がある場合、消防法第8条第1項（防火管理者）の適用についてはこれらの校舎は一の防火対象物とみなされるが、同法第17条第1項（消防用設備等の設置及び維持等）の適用については、それぞれ独立した防火対象物として扱われる。
- (2) 消防法施行令別表第1(45)項の用途に供される延べ面積5,000平方メートルの防火対象物が、開口部のない耐火構造の床又は壁で3,000平方メートルの部分と2,000平方メートルの部分に区画されているときは、消防法施行令第3節（設置及び維持の技術上の基準）の規定の適用については、消防法施行令別表第1(45)項の用途に供される延べ面積3,000平方メートルと2,000平方メートルの2つの防火対象物とみなされる。
- (3) 二棟の木造校舎が1階において有効幅員2.5メートル、長さ8メートルの渡り廊下（通行の用途のみに供され、通行上支障がないよう管理されているもの）で接続されている場合、これらの建築物は1の防火対象物として取り扱われる。
- (4) 百貨店の地階で、地下街と一体を成すものとして消防長又は消防署長が指定したものは、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の設置の要否については、地下街の部分であるものとみなして規制される。

答
解説

- (1) 消防法第8条の2の2第1項、同令第4条の2の2第2号、同規則第4条の2の4第1項。防火対象物点検制度は消防法第8条第1項が適用されることが前提であるので、この場合、収容人員が30人以上であることが必要。
- (2) 消防法第8条の2の2第1項、同規則第4条の2の4第4項。
- (3) 消防法第8条の2の2第2項、同規則第4条の2の7第2項。
- (4) 消防法第8条の2の3第1項、同条第7項、同規則第4条の2の9。

答
解説

- (1) 消防法施行令第2条、消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日消防安第26号 消防庁安全救急課長通知）第1。消防用設備等の設置単位は、防火管理制度とは違って、特段の規定のない限り、「棟」であり、「敷地」ではない。
- (2) 消防法施行令第8条。
- (3) 消防用設備等の設置単位について（同上）第2、1。一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である2棟の建築物を1階で接続する場合、接続する渡り廊下の有効幅員が3メートル未満、長さ6メートル超などの条件を満たせば、別棟扱いとすることができる。
- (4) 消防法施行令第9条の2。

【消防用設備等】問2 水噴霧消火設備等に関する次の文章を読み、消防法上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の屋上部分をヘリコプターの発着の用に供する場合、泡消火設備又は粉末消火設備を設置しなければならない。
- (2) 泡消火設備に用いられる泡については、膨張比が80以上1,000未満のものを「高発泡」といい、膨張比が80未満のものを「低発泡」という。
- (3) 水噴霧消火設備の放射区域とは、一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいい、防護対象物が存する階ごとに設けなければならない。
- (4) 固定式の泡消火設備の泡水溶液放出量を算定する場合における「防護面積」とは、防護対象物を外周線で包围した部分の面積をいい、「外周線」とは、防護対象物の最高位の高さの3倍の数値又は1メートルのうちいずれか大きい方の数値を、当該防護対象物の各部分からそれぞれ水平に延長した線をいう。

【防火査察】問1 命令を行ったときの公示に関する記述について、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 公示が必要な命令は、消防法第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第3項、第17条の4第1項、第17条の4第2項の命令である。
- (2) 命令を行ったときの公示は、防火対象物に火災予防上の危険等があるため、消防機関によって措置命令が発せられたが、命令内容が未だ履行される前の状態にあることを周知することで、当該防火対象物の利用者等が、不測の損害を被ることを防ぐためのものであり、受命者に社会的な制裁を課すことを目的としているものではない。
- (3) 公示の方法は、標識の設置、市町村公報への掲載その他総務省令に基づき市町村長が定める方法によるものとし、標識は当該防火対象物に出入する人々が見えやすい場所に設置する必要がある。
- (4) 公示の期間は、命令を行なったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。

【防火査察】問2 違反調査における実況見分に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 実況見分は、通常、見分者及び補助者で実施する。見分者は、実況見分全体を指揮するため、事前に違反事実について整理し、何に見分の重点をおいたらよいか明確にしておく必要がある。
- (2) 実況見分は法第4条に規定する立入検査権などに基づき行なうものではなく、関係者の任意の協力を得て実施するものであり、見分者は現場を客観的に見分し、自己の先入観や過去の経験にとらわれず、ありのままの現場を見分する必要がある。
- (3) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいい、実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。
- (4) 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成し、見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関連する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載するよう留意する必要がある。

【危険物】問1 ガソリンは静電気を発生しやすいが、このことについて、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 液体の流れるときの摩擦抵抗が大きいほど発生しやすい。
- (2) 液体の流れが速いほど多く発生する。
- (3) 電気の不良導体であるから発生しやすい。

答

解説

- (1) 消防法施行令第13条第1項。
- (2) 消防法施行規則第18条第1項第1号。「低発泡」は膨張比20以下の泡をいう。
- (3) 消防法施行規則第16条第3項第1号。
- (4) 消防法施行規則第18条第1項第3号ロ(ロ)。

答

解説

- (1) 消防法第4条第1項の命令は、公示が義務付けられていない。
- (2) 消防法解説及び違反処理マニュアルによる。
- (3) 消防法第5条第3項、消防法施行規則第1条及び違反処理マニュアルによる。
- (4) 違反処理マニュアルによる。

答

解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 実況見分は消防法第4条に規定する立入検査権などに基づき行なうものである。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 違反処理マニュアルによる。

答

解説 ガソリンは電気の不良導体であり、静電気を発生しやすく、引火性液体が管の中を流れるときに、静電気を発生し、その発生量は管との摩

(4) 液体が日光の照射を受けると発生する。

〔危険物〕 問2 市町村長等が製造所等の所有者等に修理、改造又は移転を命じることができるのは、次のうちどれか。

- (1) 製造所等の位置、構造及び設備を変更しないで、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を減少したとき。
- (2) 製造所等の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合していないとき。
- (3) 公共の安定の維持若しくは災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められたとき。
- (4) 製造所等における危険物の貯蔵及び取扱方法が政令で定める技術上の基準に適合していないとき。

擦が大きいほど、流速が早ければ早いほど多い。

答

解説

- (1)は消防法第11条の4第1項の届出義務違反。
- (3)は消防法第12条の3第1項の緊急使用停止命令。
- (4)は消防法第11条の5第1項の基準適合命令の対象となる。

〔参照条文〕 消防法第12条第2項。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

問1 答 (3)

〔地公法〕

問1 答 (5)

〔消防組織〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

問3 答 (4)

〔消防法規〕

問1 答 (3)

問2 答 ①-エ ②-イ ③-ク
④-キ ⑤-ウ

問3 答 (1)

問4 答 (3)

〔消防設備〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)、(2)

問3 答 (4)

問4 答 (1)

問5 答 (2)

問6 答 (1)

問7 答 (5)

問8 答 (1)

問9 答 (1)

〔建築法規〕

問1 答 (2)

〔危険物〕

問1 答 (5)

問2 答 (4)

〔防災〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

問3 答 (2)

〔救急〕

問1 答 (2)

〔救助〕

- 問1 答 ①消防長
②市町村
③地勢
④交通
⑤場所
⑥地形
⑦位置
⑧構造
⑨管理状態
⑩消防長

〔石油コンビナート〕

問1 答 (5)

問2 答 (3)

〔原子力〕

問1 答 (1)

問2 答 (2)

〔無線法規〕

問1 答 (2)

〔無線工学〕

問1 答 (1)

〔国民保護〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

〔警防〕

問1 答 (3)

問2 答 (5)

問3 答 (2)

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (5)

〔人事管理〕

問1 答 (4)

〔消防財政〕

問1 答 (3)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

問3 答 (2)

〔救急〕

問1 答 (4)

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)
問2 答 (1)

〔防火査察〕

問1 答 (1)
問2 答 (2)

〔危険物〕

問1 答 (4)
問2 答 (2)

解答例

行政目的を達成するための種々の政策課程においては、団体や個人の権利利益に配慮して、その侵害の範囲や程度が目的に応じて必要最小限度に止まっていることが最も基本的なことである。しかし、現代のように、各種の権利関係が交差し、絡み合った社会においては、行政の客体又は利害関係者の権利利益に触れることなく行政上の措置をとることは到底叶わないことである。そうした中で、時代の変遷にも関わらず、現在に至っても最も重要な権利が財産権といえるが、この意味での財産権の保護は、行政上も今なお重要な課題だといって差し支えないだろう。従来、財産権の保障の必要性は、財産権が人の自然の権利であるという理由に基づくものだとされてきた。しかし、現代ではこうした考え方は改められ、社会生活の円滑な運営と繁栄を図るために人為的に創設された点に財産権の保障の必要性があるとの考え方に至っている。そして、このことは憲法第29条第1項が、「財産権はこれを侵してはならない」としている反面、同条の第2項で「財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律で定める」として財産権を制度的に保障している規定を置いていることでも領ける。

しかしながら、国家が制度的に財産権を保障しているからといって、例えば、財産を無償で取り上げ、又は対価なく侵害し

てよいという訳ではない。寧ろ、そうした侵害等は、財産権を保障した趣旨を失わせてしまうことにもなってしまう、社会的な理解は到底得ることができないところである。そうしたことから、憲法第29条第3項は、「私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と、国家補償の理念を明確にしている。この規定の趣旨は、止むを得ず特定の人の財産を用いるときには、これによって利益を享受する国家全体がその損失を補償することで、社会全体と個人の利害の調整を図ろうというものである。ただし、社会共同体の構成員として受忍すべき程度の財産権の侵害の場合には、必ずしも補償を求め得ないところであり、すなわち、受忍の限度を超えたいわゆる「特別の犠牲」に当たらなければ補償が行われることはないのである。そして、ここで重要なのが、「特別の犠牲」に該当するかどうかの判断であるが、これには侵害行為が一般的か否か、また、侵害が財産権の本質を侵す程のものかどうかなどの事情が考慮されることになる。なお、財産権の補償は「正当な補償」でなければならないが、これはその当時の経済情勢等に応じて合理的に算定された額であればよいというのが近年の考え方である。財産の絶対的な価値に応ずる補償は必ずしも行われぬ。

二訂版

一目でわかる

予 防 実 務

■消防実務研究会 編著 B 5判 / 446頁 定価3,500円 (〒450円)

◆消防法をはじめ関係法令を「火災の予防等の措置命令」から「資料提出命令・立入検査」、「防火管理」、「防火対象物の点検及び報告」、「火気使用設備・器具」、「少量危険物」や「消防用設備等」を予防業務遂行に必要な項目ごとに分類必要事項をいつでも、容易に検索できる実務書！



主な目次

- 第1章 屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
- 第2章 資料提出命令・立入検査
- 第3章 防火対象物の火災予防措置命令等
- 第4章 建築許可等についての消防(署)長の同意
- 第5章 防火管理
- 第6章 防火対象物の点検及び報告
- 第7章 避難管理等
- 第8章 防災対象物品
- 第9章 火気使用設備・器具
 - 第1節 火を使用する設備
 - 第2節 火を使用する器具
 - 第3節 火の使用に関する規制等
- 第10章 消防活動阻害物質
- 第11章 住宅用防災機器

- 第12章 指定数量未滿の危険物及び指定可燃物
- 第13章 消防用設備等
 - 第1節 総 則
 - 第2節 消火設備
 - 第3節 警報設備
 - 第4節 避難設備
 - 第5節 消防用水
 - 第6節 消火活動上必要な施設
 - 第7節 総合操作盤
 - 第8節 非常電源に関する基準
- 第14章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 第15章 消防用設備等の検査・点検等
- 資 料
 - 配管の摩擦損失計算 / 〔消令〕別表第1 ほか